

事務連絡

平成23年3月7日

各府省等法令担当者 各位

内閣官房情報公開法改正準備室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」  
について（再協議）

標記法律案について、2月14日付けで協議させていただいたところですが、前回協議時からの変更分（「01（別紙）前回協議からの変更箇所一覧」のとおり）につき、別添のとおり再協議しますので、御質問、御意見がございましたら、下記の期限までにメールにて提出願います。御質問等を提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問等がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、今後の法制局審査等において変更があり得ることを御承知おきください。

※ 霞が関WANを閲覧した各府省等の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、下記メールアドレスまでこの事務連絡を確認した旨速やかにご連絡願います。

記

質問・意見提出期限：3月7日（月）20：00

&lt;今後の予定&gt;

閣 議 3月15日（火）（予定）

(連絡先)

内閣官房 情報公開法改正準備室

野澤、脇

TEL：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.jchokokaiho.kaisei@cas.go.jp

前回協議からの修正箇所一覧

対象条項	前回協議版 (2月14日付け)	再協議版 (3月7日付け)	備考
1条(行政機関情報公開法5条柱書き)	当該行政文書を開示しなければならない。	当該行政文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。	規定ぶりの変更
1条(行政機関情報公開法5条1号ハ)	(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	技術的修正
条(行政機関情報公開法5条1号ニ)	(当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	技術的修正
1条(行政機関情報公開法11条3項)	第一項第二号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)内に	第一項第二号の期間内に	規定ぶりの変更 OK
1条(行政機関情報公開法11条3項)	行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書(第十六条において単に「残りの行政文書」という。)について	行政機関の長が同項の残りの行政文書(第十六条において単に「残りの行政文書」という。)について	技術的修正
1条(行政機関情報公開法16条1項3号)	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員	技術的修正
1条(行政機関情報公開法18条1項2号)	以下この号、第二十条及び第二十一条において同じ。	以下この号及び第二十条において同じ。	技術的修正
1条(行政機関情報公開法21条1項)	(内閣総理大臣による同意及び措置要求) 第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関(会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。)の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。	(内閣総理大臣の勧告) 第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関(会計検査院を除く。次項及び第二十八条において同じ。)の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。	規定ぶりの変更
1条(行政機関情報公開法21条2項)	前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の	内閣総理大臣は、前項の規定による通知に係る諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申	規定ぶりの変更

6条12改  
10条12改

10

10

	内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でない <u>と認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。</u>	内容及び第七条の規定の趣旨に照らして <u>必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。</u>	
1条(行政機関情報公開法21条3項)	<u>3 行政機関の長は、前項の要求があったときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。</u>	(削除)	規定ぶりの変更 OK
1条(行政機関情報公開法24条1項)	原告の同意を得て、	当事者の同意を得て、	規定ぶりの変更 OK
1条(行政機関情報公開法24条旧2~4項)	24条2~4項	24条3~5項	技術的修正
1条(行政機関情報公開法24条新2項)	(新規)	<u>2 前項の申立てがあったときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。</u>	規定ぶりの変更 被告の申し立て ②の重 変更
2条(独立行政法人等情報公開法5条柱書き)	当該法人文書を開示しなければならぬ。	当該法人文書を開示しなければならぬ。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。	規定ぶりの変更
2条(独立行政法人等情報公開法5条1号ハ)	(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法5条1号ニ)	(当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法11条3項)	第一項第二号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間)内に	第一項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
2条(独立行政法人等情報公開法11条3項)	独立行政法人等が同項に規定する残りの法人文書(第十七条において単に「残りの法人文書」という。)について	独立行政法人等が同項の残りの法人文書(第十七条において単に「残りの法人文書」という。)について	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法17条1項3号)	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人	技術的修正

		事業者の従業員	
2条(独立行政法人等情報公開法23条1項)	原告の同意を得て、	当事者の同意を得て、	規定ぶりの変更
2条(独立行政法人等情報公開法23条旧2~4項)	23条2~4項	23条3~5項	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法23条新2項)	(新規)	2 前項の申立てがあったときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。	規定ぶりの変更
附則2条2項(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)	(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。)に、法人等(同法第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、行政機関(同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、公にしないと条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政機関情報公開法」という。)第五条第二号(施行日以後にされた利用請求(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において「公文書管理法」という。)第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。)に係る特定歴史公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。)について公文書管理法第十六条第一項第一号ロにおいて引用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。	(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において「公文書管理法」という。)第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。)に係る特定歴史公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。)に、法人等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、行政機関(同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、公にしないと条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政機関情報公開法」という。)第五条第二号(公文書管理法第十六条第一項第一号ロにおいて引用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。	技術的修正
附則2条3項(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項の規定による諮問をいう。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定による諮問をいう。	技術的修正
附則3条2項(独立行政法人等情報公開法の一部改正に伴う経過措置)	前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。)に、法人等(同法第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営	前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等に、法人等(同法第五条第二号	技術的修正

	<p>む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等について公文書管理法第十六条第一項第二号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（公文書管理法第十六条第一項第二号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。</p>	
<p>附則4条(行政機関個人個人情報保護法14条2号ハ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則4条(行政機関個人個人情報保護法14条2号ニ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則5条2項(行政機関個人情報保護法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則6条(独立行政法人等個人情報保護法14条2号ハ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則6条(独立行政法人等個人情報保護法14条2号ニ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則7条2項(独立行政法人等個人情報保護法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用</p>	<p>提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、な</p>	<p>技術的修正</p>

	については、なお従前の例による。	おその効力を有する。	
附則8条(公文書管理法22条2項)	「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用された前条」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用された第一項」と読み替えるものとする	「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前条」と、同項から同条第三項まで及び同条第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする	技術的修正
附則11条(政治資金規正法19条の163項)	第十六項第二号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間)内に	第十六項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
附則11条(政治資金規正法19条の1618項)	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項に規定する残りの少額領収書等の写し	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項の残りの少額領収書等の写し	技術的修正
附則12条1項(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)	施行日以後に少額領収書等の写しの開示請求(政治資金規正法第十九条の十六第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。)があつた場合について	施行日以後に少額領収書等の写し(政治資金規正法第十九条の十六第一項に規定する少額領収書等の写しをいう。以下この項において同じ。)の開示請求(同条第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。)があつた場合について	技術的修正
理由	内閣総理大臣による同意及び措置要求制度	内閣総理大臣の勸告制度	規定ぶりの変更に伴うもの